

平成18年2月28日(火)
於・農林水産省第2特別会議室

水産政策審議会
第24回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第24回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成18年2月28日 午後2時00分

閉会 平成18年2月28日 午後3時50分

2. 出席した委員の氏名

委員 山下 東子 奥野恒太郎 小林 嗣宜 桜本 和美

福島 哲男 三鬼 楠好 宮原 邦之 山口 敦子

特別委員 市山 亮悦 伊藤 裕康 今村 博展 蟹 忠男

川端 勲 熊谷 拓治 近藤壽榮造 嶋野 勝路
中田 邦彦 本川 廣義 保田 綱男 山田 邦雄
來田 仁成

3. 水産庁側出席者

中前水産庁次長 五十嵐資源管理部長 井貫増殖推進部長 末永審議官
武田管理課長 山下遠洋課長 宮原沿岸沖合課長 奥野漁場資源課長
長谷資源管理推進室長

4. 諮問事項

諮問第 100 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正
する省令について

諮問第 101 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の
規定に基づく基本計画の検討等について

5. 報告事項

第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について

6. 議 事

別紙のとおり

7. 議決の数

出席者全員賛成

8. 答 申

別紙のとおり

目 次

1. 開 会

1. 委員の出席状況 1. 配付資料の確認

1. 議 事

諮問第 100 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正

する省令について

諮問第 101 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の
規定に基づく基本計画の検討等について

1. 報告事項

・第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について

1. その他

1. 閉会

開 会

武田管理課長 定刻になりましたので、ただいまから第 24 回資源管理分科会を開催いたします。

委員の出席状況

武田管理課長 まず、委員の出席状況につきまして御報告をいたします。

水産政策審議会令第 8 条第 1 項の規定によりまして、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員 8 名の方々全員が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

なお、特別委員は 15 名中 13 名の方が出席されております。

本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

配付資料の確認

武田管理課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の議事次第の下に配付資料がございますが、まず資料の一覧がありまして、その下に資料 1 としまして委員名簿。資料 2 がクリップにとめられておりますけれども諮問文、それから別紙でございます。その下にとじたもので参考 1。参考 2 から参考 5 までが 1 枚紙でございます。さらに資料 3 といたしまして、諮問 101 号の関係でございます。資料 3 にはその下に資料 3 - 1、3 - 2。さらに資料 4。

以上が、本日の資料でございます。お手元のない資料等ございましたら申し出ていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは分科会長、よろしくお願いいいたします。

山下分科会長 年度末で会議が立て込んでいる委員の方々もおられるかと思っておりますけれども、きょうは多数、全員の委員の方々出席していただきましてありがとうございます。

きょうは諮問が 2 つでございますけれども、おのおの大変重要で内容の濃いものでございまして、予定時間いっぱいかかるかと存じますが、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいいたします。

議 事

諮問第 100 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を

改正する省令について

山下分科会長 それでは議事に入ります。

諮問第 100 号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」、説明をお願いいたします。

山下遠洋課長 遠洋課長の山下でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは最初に、諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 中川 昭一

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第 100 号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 65 条第 5 項及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

資料の方は資料 2 でございます。1 枚めくっていただきまして、説明文を御説明いたしたいと思っております。

改正の趣旨でございます。日本の遠洋かつお・まぐろ漁業につきましては、公海あるいは外国の二百海里水域をその主な漁場としております。この漁場におきましては、日本独自の漁業・資源管理措置の遵守に加えまして、地域漁業管理機関により定められました、国際的な漁業・資源管理措置の遵守が求められております。これまでも我が国は率先いたしまして、無法国、いわゆる IUU 漁業の根絶など、努力を傾注してきたところでございます。

みなみまぐろについてでございますが、このまぐろは南半球に広く分布しております。この資源の持続的な利用を図るために、みなみまぐろの保存のための条約に基づく、みなみまぐろ保存委員会が 1994 年に設立されておまして、総漁獲可能量及び各加盟国に対する漁獲可能量が定められているところでございます。

この委員会条約につきましては、参考 2 にみなみまぐろ保存委員会の概要、参考 3 にみなみまぐろ漁獲枠の推移を表にしておりますので、御参照いただければと思います。

これまで、このみなみまぐろにつきましては、その漁獲可能量の管理のために、漁業者団体の中で抽選を行っていただきまして、選定されました操業船を選びまして、その船からの漁獲数量報告、それからみなみまぐろ漁場 これを指定海域と申しておりますけれども みなみまぐろ漁場における入・出域報告、指定期日以降の操業禁止海域における操業禁止等により実施してきたところでございます。

これまで、現行のみなみまぐろの管理の概要につきましては、参考 4 に概要をまとめてございます。

このような状況のもとに、昨年 10 月に開催されましたみなみまぐろ保存委員会（CCSBT）の年次会合におきまして、我が国の市場流通データ、産地・消費地市場関係者等の聞き取り調査をもとに分析を行いましたオーストラリアから、2004 年漁期における、あるいはさらに数年間さか

のぼってでございますが、大幅な過剰漁獲の可能性が指摘されたところでございます。

この指摘を受けまして、みなまぐろ保存委員会としまして、専門家に調査を依頼して、その結果を受けて、さらにことしの夏に協議しようということになっております。

それからまた我が国としましては、こういった指摘を踏まえまして、昨年 11 月から 12 月にかけて、水産庁が行いました漁獲報告数量の修正要請及び水揚げ検査の強化等の結果、4 隻の漁獲報告義務違反を摘発するとともに、操業禁止海域外における漁獲、あるいは漁獲報告量の修正、特に操業禁止日直前に漁獲報告が急増することによりまして、今漁期、2005 年漁期のみなまぐろ漁獲量は大幅な漁獲枠の超過が確実となっております。

こういうことで、現行の我が国みなまぐろの漁獲枠管理制度が大変不確実性を伴うものであることが確認されたわけでありまして。

他方、まぐろ類をめぐる国際情勢でございますが、これまで我が国が中心となりまして、台湾の大西洋等における違法漁獲の是正を求めておりました結果、台湾のまぐろ漁業への批判が国際世論となりまして、昨年 11 月に開催された大西洋まぐろ類保存国際委員会の年次会合におきまして、大きな漁獲枠の削減、あるいは操業隻数の削減といった、大変厳しい制裁が行われておるところでございます。

また、みなまぐろの方におきまして、資源の減少が科学委員会より指摘されておきまして、総漁獲可能量及び漁獲枠の削減が現在議論されているところでありまして、このような状況を放置することができないことになっております。

このため、漁獲管理制度の抜本的見直しを行うことによりまして、みなまぐろ資源の持続的な利用並びに我が国のまぐろ漁業国及び市場国としての国際的な信用の確保を目的といたしまして、今般省令において、みなまぐろの採捕につきましては、個別の割り当てを行うという制度を追加するほか、所要の規定の整備を行いたいというものでございます。

次のページに、諮問しております省令の改正の概要を簡単にまとめてございます。といたしまして、遠洋かつお・まぐろ漁業者は採捕を行う場合に、農林水産大臣が行う漁獲量の限度について、個別の割り当てを受けるとというのが第 1 点でございます。

2 番目は、採捕したみなまぐろにその漁船の信号符字、いわゆるコールサイン、及び採捕の順序を示す番号を表示していただく。

3 番目といたしましては、漁獲量の限度の割り当てを受けた者の、陸揚げまたは転載の届け出の際に、コールサイン、信号符字と採捕の順番を示す番号を併せて届けてもらうということでございます。

4 番目は、漁獲量の限度の割り当てを受けた漁業者以外の者のみなまぐろの採捕を禁止するというものでございます。

それから、違反して採捕したみなまぐろ、またはその製品の販売等を禁止するという規定を含めてございます。

なお、今後この省令改正が認められましたならば、告示によりまして、陸揚げ港の指定、漁獲報告の詳細について告示で定めるということを考えているところでございます。

なお、今回提出しております新旧対照表が次のページからございますが、この改正案の条文につきましては、今後、罰則の部分を中心に法務省との協議が必要となっているところであります。

したがって、今回諮問しております改正の内容について、大きな変更がないことが前提であります。法令上の規定ぶりについて若干の修正があり得ること、またその際には分科会長

に御一任いただくということ、併せて御了承願いたいと存ずる次第でございます。

次の参考1の方には、今申し上げました新旧対照表で整理をいたしております。第五十七条から線を引いた部分が改正ということで示してあるところでございます。

参考2以下は先ほど申し上げましたように、みなみまぐろ保存委員会の概要、参考3にはみなみまぐろ漁獲割当量の推移、参考4には現行の管理の概要、参考5には今後の新たな管理の概要をまとめてお示ししているものでございます。

説明は以上でございますが、審議のほどをよろしく願います。

山下分科会長 ありがとうございます。

この省令改正案ですけれども、今まで審議したことのない新しい話でございますので、にわかにはすべて理解するのは難しいかと思いますが、この件につきまして何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

福島委員、お願いします。

福島委員 今の改正の趣旨については、なるほどわかりましたけども、何か台湾が先に制裁を加えられたと、次は日本かなという感じですが。

そうしますと参考2にあります、そのほかの加盟している豪州、ニュージーランド、韓国は今のようになっているのか教えていただきたいと思えます。

山下分科会長 お願いします。

山下遠洋課長 ただいまの、ほかのみなみまぐろ委員会加盟国の対応でございますが、現時点までそれぞれの漁獲枠をそれぞれの国が責任を持って守るということで、今まで来ております。

これまでも漁獲枠の遵守について、より一層厳しい管理にしていこうという提案、あるいは検討がこの委員会の中でもなされておりますけども、今後我が国としましてもこの委員会において、各国足並みをそろえて管理の強化を図っていこうという提案をしていくことを検討したいと考えております。

福島委員 そうしますと具体的に、今、先に我が国だけがその考え方に沿って進めようということで、よそのところはまだそこまでは踏み込んでいないということでしょうか。

山下遠洋課長 今、御提案申し上げます管理の具体的なあり方につきましては、全く日本と同じ方法でやっているわけではございませんが、それぞれ管理を責任を持ってやっているということではございます。

ただ、より公平性、透明性を保つために、今後やっていこうということで考えておるところでございます。

福島委員 そうしますと、水産庁ではその辺の中身についての把握はよくされておるわけですか。

山下遠洋課長 各国の漁獲割当量の遵守につきましては、可能なデータを我々も見て、これまでチェックを一緒にやってきているところでございます。

福島委員 はい、わかりました。

山下分科会長 ほかにいかがでしょうか。

三鬼委員。

三鬼委員 このように、省令の発令というものに関しましては、私どもに対して行儀を正せということをおっしゃっておるのであると思うので、反省をするところでもありますけれども、過去、北洋、それから捕鯨といった遠洋漁業が廃退していく中で、唯一残されたかつお・まぐろ漁業を官民挙げて漁獲確保の努力、そしてまた限界を超えた自助努力を重ねまして、何とか大幅なコストの削

減を達成しまして、今日存続をすることができております。

しかしながら、相も変わらぬ輸入の増大、また増大による魚価低迷に何らの変化がございませんし、沖の不漁に加えまして、御承知のと通りの燃油の高騰によりまして、一層経営が圧迫をされている中で、勢い、各船が単価の高いみなみまぐる資源への依存体質から脱却することができなかつたことが、今日の省令改正に至ったことは、私たちとしてみてもちょっと残念であります。

しかしながら業界として、本省令の改正、すなわち船別割当方式はまぐる漁業最初の適用でありまして、戸惑いはありますけれども、やはりみなみまぐる漁場を引き続き確保するためにも、これは受け入れざるを得ない条件かなと思っております。

本省令の実際の運用に当たりましては、本年の漁獲枠の縮小に伴う現場の混乱が予想されますので、漁場の変更等、漁船の負担が最小限となるような仕組みを構築させることを、特に要望をしておきたいと思っております。

なお、本省令でとられておる措置が日本の漁業者のみならず、今おっしゃられましたように外国のみなみまぐるの漁業者、蓄養漁業者及び加工販売業者に対してもぜひ適用されるように、御尽力をお願いしたいものだと思っております。

みなみまぐる資源管理とは別でございますけれども、現在の業界は漁場確保、業界の構造改革促進に向けて対応しているところで、特に今後水産庁におかれましては、一層の御支援をお願いしたいと要望をしておきたいと存じます。

また具体的には、現在業界が進めている漁場確保において、業界では交渉が難しい国への政府間取り組みの構築に、最大限の力を入れていただきたいと思っております。

例を挙げますならば、アフリカ西岸においてはアンゴラ国、ナミビア、それから赤道ギニア。アフリカの東岸におきましてはコモロ、ケニア、ソマリア。そしてまた、インド洋におきますオマーン、イエメン、インド、スリランカ、フランス海外領をお願いをしたいと要望をしておきたいと存じます。

また、再生産可能な経営体に対し、一定期間に政策を集中し、国際競争力のある自立した経営体を育成する構造改革を推進する必要があるとしまして、そのための大がかりな御支援を併せてお願いをしたいと思っております。

これらの取り組みが実現するまでには、なお時間を要することと思いますが、選定から外れた漁船は直ちにバチとかキハダ漁場へ転換せざるを得なくて、不慣れな漁場への移動を余儀なくされた漁船は採算性を確保することは困難と、廃業も想定されるため、これらの漁船に対しまして一定の期間、金融条件の緩和等をお願いできればお願いしたいものだと思っております。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

山下分科会長 何かお答えありますか。

中前水産庁次長 ただいま三鬼さんから、非常に業界の実態を踏まえた理解を示していただくとともに、いろいろ御要望がございました。私どももこういうことは本当はここまで至らないということではございましたが、やはり今、非常に過剰な漁獲努力量が、世界を見回してもまだ残っているということに、今後これに真っ正面に対応するためにも、ここはひとつ、我が国がきちんとやるべきことはやるということは、必要最小限のことだと思っておりますので、そういう意味で御理解いただいたということで、大変ありがたく思っております。

なお、かつお・まぐるをめぐる状況は、いろんな魚価安の問題に加えまして、るる三鬼委員から御指摘もございまして燃油の問題も、相変わらず高い相場が続いております。大変厳しい中で、我が

国をしょって立つ遠洋漁業のリーダーとして、我々としても育てるものは育てていくという気持ちで、今後基本計画の検討がいよいよ今、進んでおりますので、そういう中で今申されました構造改革の面からの観点も踏まえましてよく御相談をしながら、しっかり対応していきたいと考えております。

また、漁場確保につきましても、そういった御要請を踏まえまして、また外交的な働きかけ等々もしっかりやらせていただきたいと思いますと考えます。

以上、お答え申し上げます。

三鬼委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

山下分科会長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

重要な省令改正ですので、御不明な点等ございましたら質問なり、意見なり、お願いしたいと思っております。

よろしゅうございますでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 私は流通の方なものですから、漁業の実態とか、その許可の様子ということはよくわからないんですが、先ほどのお話し、御説明を伺っていますと、日本側が違反が多いということなんでしょうか。

そういうことで、こういうふうにきつい省令に改められるという御説明なんです、先ほどの福島さんの御質問に対して、外国については余りよくわかっていないということで、まず日本が範を示して、そして外国にも同調を求めるというお話でございましたけれども、これは資源をみんなで守っていくことが一番大事だと思うんですね。

その意味で、各国が協調して同じような体制でこの資源を管理していく、みんなで守っていくと。そして、みんなで長期間にわたってこれを利用していくことが、一番の基本だと思うんです。

その点で、ここにこれだけきつく出られるだけに、日本だけが悪いのでございましょうか、今の現状でございませぬ。したがって、日本だけが特別こんなにきつく規制をしなきゃいかんということなんでしょうか。それが1つでございませぬ。

それからもう1つは、船別割当というお話し、今回これとるんだということでございますけれども、水産庁の方針として、これから国内の魚種についても、TAC なんかにやりになるときも今までのような、いわゆるオリンピック方式ではなくて、船別割当を考えられる、そういうふうに移行していくんだというお考えなんでしょうか。

そしてまた、もしそうでないとなれば、海外と国内をどういうふうな観点で区別なさるんでしょうか。その辺のことを伺いたいでございませぬ。

山下分科会長 わかりました。

山下課長。

山下遠洋課長 ただいまの御質問でございますが、まず1点目の問題でございます。関係国みんなで協調しながら資源をうまく守っていく、これは当然基本でございます。

そういう意味におきまして、みなまぐろにつきましてはほかの加盟国の漁獲物というのは、ほぼその全量を日本に輸入されてくるという実態でございます。したがって、日本の貿易統計をチェックすることによりまして、まず基本的には把握することが可能でございます。

そういう意味におきまして、ほかの外国から輸入されてまいりますみなまぐろの量を見ており

ますと、いずれも漁獲枠を下回る数量が輸入されてきている状況でございます。

ただ、オーストラリアにつきましては蓄養をして太らせてから日本に持ってまいりますので、これはちょっと状況が違いまして、オーストラリアの場合には蓄養を開始する段階での数量が漁獲枠でございます。

オーストラリアの方では、まき網でみなみまぐろを生きたまま巻きまして、蓄養する生けすの方に移すわけでありまして、その移す際に水中でビデオカメラで魚を全部記録する。これは私どももその映像をもらいまして見ましたけども、そういったことで尾数をカウントし、重量をきちんと管理しているというのが、これまでのオーストラリア側の説明でありまして、そういうことで努力をしているということでございます。

そういった中で、先ほど説明書の中で申し上げましたように、今回、日本が独自にといいますか、きちんとかいこう制度にしていこうという趣旨は、今御指摘ございましたように、1つは日本の漁獲枠管理制度が破綻を来したと。その結果今シーズン、この2005年漁期におきまして、日本に与えられております6,065tの漁獲枠を、大幅に超過する事態になってしまったということ。

それから過去にさかのぼって、漁獲枠の過剰漁獲の可能性が指摘をされているといったことから、今回制度をきちんと見直してやっていくというのが、加盟国としての日本の義務でもあると。それがまた、各国協力し合って資源を守っていく、管理していくということでもあるということで、考えてやっているところでございます。

それから2番目の、今回みなみまぐろにつきましては、漁業者別に割り当てを行うということで考えておりますが、基本的にはみなみまぐろという、ほかのまぐろ類、あるいはほかの魚種と分布範囲、漁獲状況、あるいは漁獲量等々状況が違いますので、みなみまぐろで個別割当を導入するからといって、ほかの魚種に直ちに導入可能となるというふうには考えておらないところでございます。

以上でございます。

山下分科会長 伊藤委員。

伊藤委員 先ほどの御質問にもございましたように、これを契機として、今、私どもが聞いている範囲では、まぐろ漁船が非常に経営的に困難であると。金融面、その他、もちろん油の高騰もあるわけですが、そういう中でさらにこのインドまぐろで規制が加わることになると、まぐろ船の操業自身が全体として、トータルとしてさらに苦しくなる。その結果、水揚げ量が減ってしまう。

あるいはバランスの点から、輸入が増えてくる。輸入に関しては丸ばかりじゃなくて、現地加工、製品輸入といった形で来るものもかなり増えるであろうと。

そうやってきたときに、私ども流通業者、私は市場ですが、市場として国産の魚の上場量が減ってくる、質的に変化が起きる、あるいは魚種間にバランスがかなり欠けてくることのおそれを感じるわけでございます。もちろん国際協調は大事だし、資源を守ることは大事で、それは大前提であるんですけども、そういう危惧、心配をこれで持つわけでございます。

これは一つの意見でございますけれども、この条文を読んでおりますと非常にきついです、そういう点で非常に心配でございます。

以上の点、意見として申し述べます。

山下分科会長 ただいま御意見ということでございましたが、お返事はよろしいですか。

そのほかに何か、御意見、御質問などございませんでしょうか。

福島委員。

福島委員 この会議に出席する3日ほど前にこの資料が手元に届きまして、一応一読してまいりましたけれども、私はまぐろをとる漁業者じゃなくて、同業の沖合・遠洋にかかわる事業者として、きょうどういう話をされるのかなと思って来たんですが、今、大体書いてあるような改正の趣旨を読ませて皆さんに説明したんですが。

同じ仕事に携わる漁業者として、たった1回の会議で御理解をしていただいて、省令の改正に賛成してくれと言われても、ちょっとなかなか納得しにくいところがありまして、今後こういうふうな問題が発生した場合に、過去にこういう事例があったのでということで取り上げられますと、なかなか素直に受け入れるわけにいかないんじゃないかという気がいたします。私とすれば、もう少し議論を尽くさせてもらえないのかなという感じを持っております。

以上です。

山下分科会長 貴重な御意見だと思います。私も同感する部分がございますが、それなら分科会長がもう一回、きょう諮問を決定する前に、一度説明をしていただくというふうに持っていくべきだったなと思って、ちょっと反省しております。

ただ私もこれから後、夏ぐらいには流通調査の結果が出るというふうにも聞いておりますし、それから1年ほどたってみれば、この改正によってどのような効果が出たのか、あるいは効果が出ていないのかということもわかってくるのではないかと思っておりますので、それが諮問事項でなくても、この分科会であの件については今こうであるということ、その他のところといたしますか報告として、逐次ぜひ教えていただきたいと思っております。

三鬼委員の方からも報告をいただきたいですし、それからもちろん水産庁さんの方からもお願いしたいと思っております。

五十嵐資源管理部長 今回の福島委員の御指摘は、大変重く受けとめたいと思います。

ただ、私どもがやってきたことを申し上げますと、昨年この話が出ましてから、豪州といろいろな話をする一方で、先ほど御説明しましたように現場の調査をしたわけでございます。

現場の調査をする中で、漁業者の方には大分その辺の状況、危機感が伝わったということかと思っております。そのことのある意味で、ことしの数字が去年より非常に出がいいと。今まで隠れていた報告がどんどん出てくるという状況になってきております。そういうことで漁業者の方も、そういう面での危機感をお持ちになったかと思っております。

今後、施行までにまだ時間がございます。それから、具体的にどう進めるかということも詰めなければいけませんので、その過程でいろいろお話を十分させていただきながら、施行まで持っていきたいと思っております。

また、今漁期が始まりましてからも、御案内のように、今申し上げましたように個別の割り当てでございますので、今までと方式が違うということで、なかなかねれない面もあろうかと思っております。したがって、そういう枠のホルダーに対しましては、日々漁獲報告をちょうだいする仕組みになっておりますので、きめ細かく、今度は踏み外さないようにいろいろ状況をうかがいながら、指導していきたいと思っております。

山下分科会長 いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは諮問第100号については、今、部長さんがおっしゃったことを踏まえまして、原案どおりということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

諮問第 101 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の
規定に基づく基本計画の検討等について

山下分科会長 次は、諮問第 101 号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の
規定に基づく基本計画の検討等について」、説明をお願いいたします。

武田管理課長 管理課長の武田でございます。諮問第 101 号につきまして、御説明いたします。
着席して説明させていただきます。

お手元でございます資料 3 が、諮問内容でございます。まず初めに、諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 中川 昭一

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく
基本計画の検討等について（諮問第 101 号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 17 年 11 月 24 日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上が諮問文でございますが、今回、本諮問は内容が大きく 3 点ございます。平成 17 年、今漁期のずわいがに TAC の留保枠の追加配分が第 1 点目。

第 2 点目に、平成 18 年漁期のさんま TAC の配分の変更。

3 点目に、同じく平成 18 年漁期のすけとうだらの TAC の設定。

以上 3 点について、これから御審議をいただきたいと思っております。

まず、平成 17 年漁期のずわいがに TAC の留保枠の追加配分について御説明いたしますが、基本計画の記載内容といたしましては、資料 3 の 2 枚目以降に、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画変更新旧対照表がございまして、それぞれ変更箇所にアンダーラインが引いてございますけれども、別様の資料 3 - 1 で説明をさせていただきたいと思っております。

資料 3 - 1 が、平成 17 年漁獲可能量の配分総括表（案）でございます。一番下にずわいがにがございまして、ここにありまして、大臣管理分の沖合及びき網漁業及びずわいがに漁業の数量のうち、右側の西部日本海の海域に係る数量を 3,702 t から 4,087 t に変更いたしまして、大臣管理分全体の数量として 5,102 t を 5,487 t に改定しようとするものでございます。

1 枚めくっていただきまして 2 ページに、日本地図がございまして、ごらんいただきますように、ずわいがにの TAC は A 海域から E 海域までの 5 つの海域に配分されております。このうち A 海

域が、今回改定する西部日本海の海域でございます。

この中でA海域の西部日本海とB海域の北部日本海には、大臣管理漁業と都道府県知事管理漁業との間でTACの融通を図るための留保枠を設けております。これは関係漁業者の合意によりまして措置されているものでございまして、毎年漁期が終盤を迎えるこの時期にそれまでの漁獲状況を見ながら、関係都道府県、大臣管理漁業団体の関係者が協議をいたしまして取り扱いを決めております。

ことしも先般、A海域の留保枠385tがございまして、この取り扱いにつきまして関係者間で協議をした結果、大臣管理分の方に追加することが合意されましたことから、今回、TAC配分の変更を行うものでございます。

これに伴いまして資料の左上にございますように、大臣管理分の数量が5,487tに増加するものでございます。

以上が、ずわいがにのTACの変更でございます。

続きまして、資料3-2をごらんいただきたいと思います。さんまTACの配分の変更の関係でございます。

さんまにつきましては、平成18年のTACを17年と同じ28万6,000tに設定いたしてございまして、大臣管理分としましては、北太平洋さんま漁業に22万5,000t。

1枚めくって2ページになりますけれども、北海道に2万2,000t、岩手県に3,000tという形で配分をしております。

平成18年は、3年に1度の大臣管理漁業と知事管理漁業の配分比率の見直しの年に当たりましたので、ルールでいきますと3年ごとに直近3年間の漁獲比率をもとに見直すと。ただし関係業界で、別途の合意がある場合にはそれを尊重することになってございまして、こういった共通ルールで見直しを行った結果を、前回の審議会で決めていただきました。

さんまについては関係業界の間で別途の合意がなかったということで、こういった共通ルールののっとり直近3年間の漁獲比率で見直しを行いましたけれども、その結果としまして、TAC数量は17年と18年で変化がないのに、北海道や岩手県の方は数量が大幅減少になるということで、追加の要望が前回出されたところでありまして、前回の分科会におきまして、今後、関係業界間で配分について新たな合意が整った場合にはそれを尊重して、漁期開始までに配分の変更をするという条件つきで、数量を設定したということでございました。

御承知のとおり、昨年のおさんまですけれども、魚価安によって大変な状況であったということで、ことしの漁期に向けまして、先日も漁業者、流通関係者、それから我々行政も入って会合が行われたところですが、漁業者間の協調した取り組みの一環として、TAC配分につきまして新たな配分方法ということで、TAC制度が始まって以来8年間たつわけですが、その8年間の漁獲比率で配分するといった内容で、関係漁業者間の合意が整ったということで、今回これを尊重いたしまして配分を変更するものでございます。

新たな数量は、この資料3-2にございまして、大臣管理分、北太平洋さんま漁業の数量が22万5,000tから21万3,000tで1万2,000t減少となります。

知事管理分については2ページにありますように、北海道が1万t増えまして3万2,000tに、岩手県が2,000t増えまして5,000tにということになります。

以上が、さんまのTACの配分の見直しでございます。

次に、すけとうだらの方に説明を移させていただきます。すけとうだらにつきましては前回の審

議会におきまして、資源状況が悪化している日本海、それから太平洋の2つの海域につきまして、大臣管理分、すなわち沖合底びき網漁業に係る数量と北海道知事分、これは北海道ではえ縄、刺し網、定置等の沿岸漁業がございますけれども、これらの数量の設定を見送ったということでございます。

その後、漁業経営の方も勘案しながら、資源の減少を極力抑えられるような数量の設定をできないかということで、現地説明会や北海道庁とも打ち合わせを重ねてきたところでございます。

今回、関係者の理解が得られたということで、この2海域の数量を設定するものでございます。

資料3 - 2の3ページです。ごらんいただきたいと思いますが、すけとうだらの TAC はここにありますように4つの系群に分かれておりますけれども、今回この太線で囲んだ日本海北部と太平洋の数量を新たに設定するというところでございます。

いずれも資源の状況は悪いということで、その原因はいろいろ言われておりますが、近年の海洋環境が再生産に好適な状況にないために、卓越年級群が発生しなくなっていることが原因であるというふうに考えられております。

まず、日本海北部系群でございますが、資源状態は低位減少傾向ということで、ABClimit は1万2,000 tとされております。ABClimit は下の注にございますように、「その資源について現状の生物的、非生物的環境条件のもとで、持続的に達成できる最大の漁獲量を目指そうとする場合に最も推奨できる漁獲量」ということで、資源評価において示されているものでございます。

この ABClimit のほかに資源評価におきましては、オプションとしまして管理の選択肢と考えられる数量が、幾つか参考値として提示されておまして、そのような参考値の中から、適切なものを考慮して「TACの基礎とする数量」と設定しているところでございます。

この日本海北部系群のすけとうだらの過去3年の漁獲実績を見ますと、3万tから6万tとなっております。ABClimit 1万2,000 tまで漁獲を抑制するというのは、関係漁業者にとってとても困難な数字であるということでございます。

このため、現状よりも漁獲圧を増やさないという考え方を取りまして、資源評価のいろいろなオプションの中から、最近年の漁獲圧による漁獲量ということで、3万5,000 tという数字を TAC の基礎とする数量としまして、備考欄に書いてございますように、TAC としてはこの3万5,000 t を基本にしまして、これに北海道知事の方で漁期が異なる漁業間で数量の融通を行うための留保分の3,000 tを上乗せしまして、3万8,000 tに設定したいと考えているところでございます。

備考欄の括弧の中ですけれども、大臣管理漁業、知事管理漁業への配分につきましては、通常は基礎とした3万5,000 tをもとに、直近3年間の漁獲比率を掛けて算定いたしますが、この資源の北海道知事管理漁業への配分につきましては、直近3年間の漁獲比率で算定した1万3,000 tプラス留保分3,000 tで1万6,000 tとした上で、道の方で採捕数量が1万3,000 t以内になるようにすることを目安に管理することにしたいと考えております。

もう少し説明を補足させていただきますと、北海道におきましては、配分された TAC を日本海側、長い海岸線で営まれます、はえ縄、刺し網なり定置網なりの数量を分けて管理をしているわけですが、その際、道の計画や漁業者間の協定で、地域や漁業種類ごとに数量を分けて管理を行うことになるわけでございます。

今回設定しようとする TAC は数量として非常に小さく、しかも近年の漁獲実績並みということで、管理上非常に窮屈な数量であるため、数量に一定の融通の幅を与えて、配分量が有効に活用できるようにするというところでございまして、この考え方は浮き魚類、さば類やまあじといった TAC

の設定を行う場合と同様のものをごさいます、一定の留保枠を設けまして、その中で管理をしていくものをごさいます。

なお、一番下の注のところですが、採捕数量が1万3,000 t以内になるようにすることを目安として管理することにつきましては、道の計画の方に明記するとともに、仮に採捕実績が1万3,000 tを超えた場合は、将来における配分割合の見直し計算において、超過分は実績に算入しないことにしたいと考えております。

以上が、日本海北部系群の設定の考え方をごさいます。

次に、太平洋系群をごさいます。資源は低位横ばい傾向ということで、日本海系群ほど悪い状況にはないと考えられております。ABCLimitは11万7,000 tとされております。

これに対し、16年の漁獲実績は18万tごさいます、ABCLimitをTACとするのは困難な状況にありますため、18年につきましては管理のオプションとして提示された参考値の中から、再生産成功率が1981年から2004年度並みの場合に、親魚量を維持できる漁獲量ということで、17万1,000 tをTACにしたいと考えております。

ABCLimitの11万7,000 tが、最近のような再生産成功率の低迷が今後続いたとしても、親魚量を一定以上維持できる水準であるのに対しまして、17万1,000 tという数字は、過去の成功率がよかったときを含めて、長期間で見ると親魚量を維持できる水準ということでごさいます。

この太平洋系群は、北海道知事管理漁業の漁獲量が極めて大きく変動するという特徴がごさいます、今回、過去3年の漁獲実績で配分比率の見直しを行うとした場合は、たまたま北海道知事管理分の比率が激減することになってしまいます。また、漁獲を管理しにくい定置漁業等による漁獲が相当程度あることも、TAC配分を一層難しくしておりました。

しかし今回、大臣管理漁業と知事管理漁業の関係者間で配分割合に関しまして、TAC制度開始以来8年間の漁獲比率を用いることについて合意が整いましたので、今回それを尊重いたしまして、8年間の漁獲比率を用いて配分をいたしております。

なお、ここには書いてごさいませんけども、配分に関しましては、そのほかに3年に1度の配分比率を変えることになりますと激減をする可能性もありますので、これを避けるため、19年度以降はTACの増減分、前の年に比べて増えた分、あるいは減った分の増減分につきましては、毎年直近5年間のうち、最高と最低の年を除いた3年間の漁獲実績の比率で案分することも、併せて合意されておりますので、この資源につきましては今後、その方法で配分を行っていきたいと考えております。

なお、北海道の方では今後、小型定置につきまして、刺し網に合わせて網揚げを拡大する、足並みをそろえて網揚げを実施するという方向に向けて、取り組みを進めていくこととしておまして、国としてもこれを、その方向で指導していきたいと考えております。

数量設定、今御説明申し上げたものを整理したのが、次の4ページの日本地図でごさいます。右上はオホーツク海海域のオホーツク海南部、それから根室海峡系群ですけども、これは変更ごさいません。

日本海海域につきましては、TACが3万8,000 t、大臣管理分が2万1,000 t、北海道知事管理分が1万6,000 tとなります。その他の各県はいずれも若干配分で、変更はごさいません。

右下の太平洋海域ですけども、TACが17万1,000 t、大臣管理分が10万1,000 t、北海道知事管理分が6万8,000 tとなります。

その他の各県は計算上2,000 tとなりまして、従前の設定の1,000 tから2,000 tに置きかわりま

すけれども、これについても配分はそれぞれ若干であることに変更はございません。

以上を合計いたしますと、左上のように 18 年の TAC を 4 万 t から 24 万 7,000 t に、大臣管理分は 2 万 4,000 t から 14 万 6,000 t に、北海道知事管理分は 1 万 4,000 t から 9 万 8,000 t にそれぞれ変更となります。

以上が、諮問第 101 号に係る説明でございます。若干、説明が長くなってしまいましたけれども、審議のほどをよろしく願います。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまのお話の中には、大きく 3 つの話がございます、ずわいがにのこととさんま、そしてすけとうだらの 3 つがございました。

これらはどれも、前回の資源管理分科会が 11 月 7 日だったと思いますが、そこで翌年の TAC を決めるときに、全部決まらないで残していたものです。そのときには北海道庁の方も来て説明をされたというようなことも覚えておいでになれるかと思っておりますけれども、その後、関係者の方々が随分と議論をされて、そしてこのような合意に至ったと聞いております。

ただいまの説明につきまして、3 つございますけれどもどれからでも結構ですので、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

市山委員。

市山委員 さんまとすけとうだらですけれども、課長さん、今説明の中で、大変長い時間がかかったという注釈を入れましたが、それだけ苦勞の跡があったのかなと、このように北海道の沿岸として、本当に感謝しているところでございます。

本来なら前回のときに、水産庁から提示されたところでよしとすべきところですが、北海道知事管理枠とすれば、とても北海道に持ち帰って調整できないということで、見合わせた結果の今の水準。私は、さんまもすけとうだらも原案どおり、喜んで賛成したいなと思っております。

そこで、きょうに至るまでの間に、12 月上旬に水産庁で提示した数字に対して、長谷室長初め担当官が北海道へ出向いて、各浜を回りながら持続的資源の大切さを唱えながら、今後の資源管理をしていこうということを、浜で一生懸命唱えておりました。

場合によれば、12 月上旬の季節風の強いときに船に乗り込んで、本当に漁業者は維持管理をちゃんとしているのかということまで目で確かめたことも、私は知っているわけですが、北海道の漁民に対して水産庁は、持続的資源維持のために、私たちにこういう警鐘を鳴らしてくれているんだなということを、しっかり受けとめたと思っております。

この間の話で、今 1 万 6,000 t になりましたけれども、日本海が 1 万 3,000 t に来た時点で、各部会が調整し合おうと。むしろ自分たちから自助努力をして管理しようという機運が、話の中で出てきておりました。

ですから、今回のこういう水産庁さん、それから道庁の水産部の方々の努力で、浜の人たちに資源維持に対する危機感、大切さの認識、意識が変わったのではないかなと。

ですから、TAC の数量に達する以前に部会で調整しようなんていう話は、いまだかつて聞いたことがないんですけども、そういうことが浜に伝わったのかなと。水産庁の方々の努力に、沿岸として本当に感謝を申し上げながら、しっかり資源管理をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

山下分科会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。ないですか。

ずわいがにについては、本当は吉岡委員が何か言ってくださるかと思いましたが、本当はあの席に座っておられるんですが、きょうは御欠席ですが、管理課さんの方で何か聞いておられませんでしょうか。特にいいですか。

長谷資源管理推進室長 先ほども御説明しましたとおり、このずわいの留保分の配分については従来からのルールがございまして、漁期途中の様子を見て、先日京都だったと思いますけれども関係者が集まられた上で、納得づくでの案ということです。

この場合は吉岡委員の大臣管理の方に全量、今年はたまたまそういうことになりましたけども、今年はしっかり守りますというお話を伺っているところでございます。

山下分科会長 ありがとうございます。

そのほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。

近藤委員、どうぞ。

近藤委員 海員組合の近藤でございます。

北海道の山田委員も同席されて、何もお話しされてないわけですけども、今回のすけとうだらの太平洋の TAC 配分をめぐって、沿岸漁民と沖合底びきの間で相当もめたという話は、実は私どもの北海道の関係支部からも、前広に聞いておりました。

沿岸漁民も、沖合底びきに乗り組んでいる船員も、これはお互いに生活をかけてそこで商売をしているわけですから。

今回たまたま、沿岸の TAC が相当激減をしたということでお怒りになるのはよくわかります。ただそうは言いながら、NHKの函館放送局の番組等もビデオで見させてもらいましたけども、ちょっと一方的な内容に偏り過ぎているんじゃないかと。これは報道の自由ですから、どんな報道をしてもいいということになるのかもわかりませんが、私ども船員の側から見ればまさしく我田引水といいますが、自分らの都合のいいことばかりテレビで放映される。これはやはり漁業者にとってはたまったもんじゃないと思いますよ。

あげくの果てに国会の先生も使って、小林長官に「けしからん、もっと枠を増やせ」などという対応が本当にいいのか、悪いのか。国会の先生たちにも、今少し勉強をしてから対応をしていただく必要があるのではないかと考えています。

昨日、網走から帰ってきました。いろいろな漁業者の方からも話を聞いてきましたけども、お互いが相手側を非難し合うばかりでは、これからの TAC の設定はできないと思います。したがって、あくまでも水産庁の考え方、そして現地の物の考え方を等しく相互理解を持ってやっていかないと、お互いに相手をけなすようなやり方はとるべきではないと思います。

したがって、今後は同じことの繰り返しのないように、我々の現場で働く船員が混乱しないように、しっかりと対応していただきたいということを申し上げておきます。

それと、今回の太平洋の TAC についての、お互いの確認書の中身を見ました。この中で、先ほど武田課長が言われましたように、「定置網が漁獲の相当部分を占めることによる管理の難しさ等にかんがみ」というくだりがありますね。

これは裏を返せば、採捕数量に透明性がないということを行っているんじゃないですか。要するに、いろいろそれは混獲もするでしょうから、どういう形のことを指しているかわかりませんが、こういう書き方をされると、定置網、あるいは刺し網、はえ縄いろいろあると思いますけども、要するに採捕の実績がきっちりと透明性を保っていかないと、いかにも裏で隠れて水揚げしているんじゃないかという言われ方をするようなことになってしまうと思いますので、「管理の難しさ等に

かんがみ」というくだりについて、当局の、こういうことなんだということを教えていただきたいと思えます。

それからもう1点、これは諮問事項には関係ありませんが、私の前任の委員からもこの場で要望も出していたと思えますし、本組合と水産庁さんとの協議会の場でも申し上げましたけども、昨年のおさんまは大変な結果に終わりました、このままことしも同じような状況になりますと、乗組員の生活がもちません、正直申し上げます。船がある、油は上がった、沖に出したいといっても昨年の結果がことしも続いたんじゃ、来年からのさんまは恐らく船を出せないと思えます、人的な面で。

したがってそういうこともあって、5月ぐらいから二百海里の外で民間のさんま船が調査操業をすることについて当局に要請をし、たまたまことし、つい2月の初めぐらいまでは、何とか1隻出せるのではないかという話が聞こえてきておりました。

ところが、この2月20日ごろになりまして、どの理由が一番正しいかわかりませんが、国の予算が伴わなくなったので、ことしは無理だという話。

あるいは、北海道の小型さんまの人たちが、水産庁にクレームをつけたために出れなくなったという話も、実は聞こえてきています。

これから輸出にも相当力を入れていきたいというのが水産庁の考え方でもありますし、二百海里の外で仮に試験操業でとった魚は、国内に搬入するとは言っていないんです。海員組合の要望は、外国に、中国なり韓国になり、冷凍したさんまを輸出するというのを申し上げているわけですし、今回その辺のいきさつがどういう理由が正しいのかを教えてくださいたい。

以上、2点です。

山下分科会長 ありがとうございます。

今、3点ほど質問がございました。質問と要望ですけども、3点目は諮問には関係がないがというお話でしたが、この場で答えていただける範囲でお願いしたいと思います。

武田管理課長 最初の関係から御説明しますが、まず今回、すけとうだらとの関係ですね、北海道の沿岸・沖合漁業者それぞれの立場立場があるということは、我々もよくわかっております。そういう中で関係漁業者の方が、そういう難しい問題を真剣に話し合いをしていただいて、一定のルールを決めるまでにこぎつけていただいたということは、非常に我々としても感謝しておりますし、そういう中で資源管理の重要性の認識が、今後、漁業者の方に理解をされ、それが今、短期的には難しい時点に来ているわけですけども、将来の資源の回復の中で、漁業が継続的に行われていく方向に結びついていくことを、強く願っているところでございます。

それから、透明性の確保についてお話がございましたけれども、管理の難しさということが、確かに関係漁業者の確認書の中で、「定置についての管理の難しさ等にかんがみ」というくだりが入っておりますが、定置については北海道の計画の中で「若干」という形で、数量じゃない形で管理をしているという事情に加え、定置自体が数量をとったら機動的に網を揚げるといのはなかなか難しいところがございます。

そういう中でも、先ほど説明の中でもちょっとお話ししましたが、刺し網の方の網揚げに合わせて、定置の方もできるだけそういう方向で行うことができないかということが、進められているというふうに理解しております。

採捕の数量報告を適切に行うことは当然のこととございまして、そういう意味合いではなくて、今言った定置の「若干」という、管理の中での難しさということでございます。

井貫増殖推進部長 公海域でのさんまの調査の関係でございますが、二百海里の外といたしますが、

ずっと沖の方にさんま資源が非常に多いということは、前からいわゆる未利用資源の利用としてどうすべきかという、大きな将来的な課題として前からあったわけでございます。

今回、水産総合研究センターの方から、ことできればやりたいという提案があったわけですが、昨年、供給過剰といいますが、さんまの魚価が非常に低迷したという状況がある中で、今はちょっと慎重になるべきではないかというのが一つございます。

それから、水産総合研究センターが運営費交付金でやります調査等々の中で、最近におきます省エネ関係の実施試験、それから混獲回避等の、今優先してやるべき事項がいろいろ多いということで先送りするものではないかということで、とにかく今時点で、そういうさんまの未利用資源の利用についての調査をやるのは見送りたいということで、御理解願ったわけでありまして。

山下分科会長 近藤委員、よろしゅうございますでしょうか。

では、そのほかに何か御意見、御要望、御質問。

保田委員、お願いします。

保田委員 今、公海でのさんまの未利用資源調査ということで、当初提案されたのは平成 14 年だったと思います。その時には既に韓国、台湾の 2 国は確実に 160 度前後で 5 月以降操業していたのは、我々漁業者の中ではっきりわかっていたことだということで、当初は水産庁の方から平成 14 年だったと思います。

その 15 年度の年、大変な大暴落を起こした年でありました。15 年度に大暴落したときに、例えば調査に出た、そしてとったものがどういう販売方法でいくのか。それとも外国に行くんだと言われても、またいつ戻ってくるかわからない、どんな形で戻ってくるかわからない。そういうふうなトレーサビリティの問題が非常にネックになっていて、入ってきてしまうんじゃないかということで、平成 15 年度の年は見送った経緯がございました。

それから延々と、元水産庁にいた方が、この未利用資源について利用すべきじゃないかという話も多々ございました。

しかしながら去年の状況も踏まえると、はっきりしたトレーサビリティを持たない中で、漁獲したものはどうやって動くのかということで非常に懸念しまして、私の全さんまの方に水産総合研究センターの方から……。

山下分科会長 すごい大混線ですね。じゃあ、ちょっと大き目の声で言ってください。

保田委員 それで、平成 15 年度からそういう動きはあったんです。平成 17 年、昨年からまた水産総合研究センターの方からそういう打診がありました。

それで、そのトレーサビリティの問題。調査してとったものをどうするんだと。それがはっきりしない限り、我々は協力することはできないといった中で、最低条件、5 月からやりたいという話がありました。5 月から 7 月上旬までということで、7 月上旬ということになると、御存じのように北海道の大臣許可の刺し網のさんまが始まります。それに絶対、まず第一条件としてかぶらないということが条件。

それと、凍結で持ってきたものを本年度に限り、すべてフィッシュミールにしてくれと。解凍に使われるおそれもあるし、形として残さないためにはフィッシュミールにしてくれと。それであるならば協力しましょうということで進んでいたわけです。

それで先般 2 月 13 日、北海道の方にも大臣許可の船が刺し網で 500 隻、棒受けで 40 隻余りあります。その人たちに非常に迷惑がかかるおそれもあるということで、道の方にも私と、それから水研センターと一緒に行きました。そして技監と話して、こういう方向でもってやってみたいんだと

いうことで進んでいたと思ったんです。

ところが今、先ほど全日海さんの方から指摘があったように、どこでどういうふうになったのか、我々も今どうしたらいいかわからない状態。ということは、これが水研センターの公文を持って、ことしの調査はとりやめにしますということをはっきり言ってもらわなければ、我々も既に公募しましたから。公募して隻数を絞っています。その中で今、どういう形で中止になりましたということを報告するべきか、これは水研センターが我々に要請してきたことですから、水研センターが責任を持って、「こういう状況で今年度の試験操業は見送りました」というものを公文をもって出してもらわなければ、我々は公募した船に対して何も言えないですよ。

だからかえって水産庁が出すのか、今回見送ったという経緯を水研センターに対して説明し、水研センターはそれをもとにして、我々に持ってきてもらわないと。それでなかったら全さんまですべてをやっていて、「ことしはだめになりました、よくなりました」という形に我々が漁業者に言えないですから、しっかりしたものを出していただかないと。

井貫増殖推進部長 はい、わかりました。我が方で水研センターの方に、先ほど言った理由でもって見送ってくれと要請しておりますので、全さんまの方への対応につきましても、水研センターの方できちっとやるように指示いたします。

保田委員 よろしくお願ひします。

それで公募した関係で、さま・ますの兼業船、それからまぐろの兼業船等ありますので、どういうふうな艦装をするか。5月というとあと二月くらいしかないわけですから、「こういう形でだめになりました。ことしは見送ります」ということで指示したいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

井貫増殖推進部長 はい、わかりました。

山下分科会長 ただいまの件、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、それ以外には何かいかがですか。今、さんまとすけとうだらの話が出ましたけれども、よろしいでしょうか。

それでは諮問第101号については、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 では、そのように決定いたします。

報 告 事 項

・第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

山下分科会長 次に報告事項に入りますけれども、「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」、説明をお願いします。

長谷資源管理推進室長 資源管理推進室長の長谷でございます。着席させていただきます。

資料4をごらんください。今回は、1月から12月でTAC管理をしておりますさんま、まあじ、まいわし、さば類、それからするめいのかの集計結果を中心に御報告いたします。

まず1ページ目ですけれども、いつものように一番上の欄の(A)とついておりますのがTAC、(B)が採捕実績ということで、一番右の欄がTACに対する消化率となります。下の段の括弧書きは参考のため、前年漁期の数字を載せております。

さば類の106%を除きまして、いずれもTACの範囲内の漁獲となっております。

2 ページは同じ数字を、これもいつものとおりですけれども、管理主体ごとに分けております。この中で、一番上のさんまにつきましては、全体としては消化率 82 % ですけれども、大臣管理分、さんま漁業とあります北太平洋さんま漁業ですけれども、これが 102 % です。

あちこちって申しわけありませんが、この状況につきましては 6 ページの参考 1 に経過を載せております。さんまの漁期終わりに近づきますと、毎日の漁獲状況、大体何千トンとれているというような漁獲状況を見ながら、昨年場合は、じゃあ 11 月 19 日ごろにもういっぱいになるであろうから、それを見越して 11 月 19 日の水揚げで採捕停止という判断をしたわけですけれども、漁期末になっても 1 日当たりの漁獲量が多かったことから、若干のオーバーが生じたということでございます。我々としては、ある意味で誤差というふうに思っております。

2 ページに戻っていただいて、下から 2 段目のするめいかにつきましては、消化率 57 % でございます。各管理主体とも TAC の範囲内の漁獲でした。

するめいかの TAC につきましては、研究機関の推奨値であります ABClimit と等しい値に設定しておりましたけれども、研究機関のさらに予防的な推奨値である ABCtarget の 30 万 6,000 t をも下回る採捕実績となりました。

次に、浮き魚類についてですけれども、まあじ及びまいわしについては、いずれも TAC の範囲内の漁獲実績でした。

さば類についてですけれども、全体で 106 %、大中型まき網が 120 %、静岡県が 102 %、島根県 128 %、高知県 102 % ということで、TAC を超過しております。

5 ページを見ていただきたいんですけども、先ほどすけとうだらでも似たような話が出てきましたが、これら浮き魚類につきましては、漁場形成の変動の大きさですとか、複数の管理主体に分けて管理しているといった特徴を踏まえまして、各配分枠の中の未消化分、いわゆる管理口スを見込んで、管理目標に即した TAC の基礎となる数字に留保分を加えたものが TAC ということで設定しておりますが、このことについては再三これまでも御説明しているところでございます。

一番下の式で、「E は L とほぼ等しくなることを目安に」と書いておりますけども、E が L 以下になることを目安にと言った方が正確かもしれません。

いずれにしてもここで言いたいのは、これら浮き魚類については TAC そのものではなくて、TAC の基礎とする数字が目安となる数字になるということでございます。

このため、TAC そのものに対する消化率ではなくて、この基礎となる数字を踏まえた検討が必要と考えましてつくったのが 4 ページの表となります。

あちこち前後して申しわけありませんけれども、4 ページを見ていただきまして、結論の部分は一番右側でありまして、その基礎とする数字から見た消化率ということになります。

見ていただくとおわかりのとおり、上のまあじ、その次のまいわしとも、TAC の基礎とした数字を下回っております。さらに言えば、いかと同じように、これも ABCtarget をも下回る実績となっております。

一方、さば類ですけれども、TAC の基礎とする数字に対しますと 116 % という結果でございます。この数字はまさばとごまさばを合わせた数字でありますし、日本海側と太平洋側、あるいは東シナ海側も合わせた数字ですので、それぞれの資源に対する影響につきましては、今後、研究機関のさらなる分析を待ちたいと考えておりますけれども、それぞれの TAC 超過の事情について、6 ページにまた戻っていただきたいと思っております。

さんまは先ほど御説明しましたけれども、さば類につきましては、大中型まき網につきましては再

三この場でも御説明しておりますように、北部太平洋ではまさばの資源回復計画を実行中でございます。漁獲努力量の3割削減ということで、これについては着実に実行していただいております。

しかしながら、2004年級群の豊度が高く、相当量の多獲となったという結果でございます。年末になりまして管理量の超過が見込まれましたことから、水産庁から漁獲の抑制を指導いたしまして、操業時間の短縮ですとか、漁場転換等の努力をしていただいたということでございます。

静岡県については休漁の実施等の対応をしていただきまして、結果的に102%。

島根県は128%と超過率が高いんですけども、漁獲努力をあじに向けるですとか、小型さばの採捕を控えるなどの指導がなされました。

高知県につきましては、先ほど定置の管理の難しさのお話が出ましたけれども、県内で若干配分されておりました定置網による漁獲が想定を超えたために、102%になったということでございます。

最後に、漁期途中ではございますけれども、ずわいがにについてちょっと御報告したいと思えます。8ページの参考2をごらんいただきます。

先ほど留保分の配分をいたしましたけれども、富山以西の西部日本海の沖合底びき網漁業のずわいがにTACにつきましては、TAC制度が始まって以来、毎年若干量の超過が続いているとの報告を9月にさせていただきました。

検討の結果、漁期初めのメスガニの多獲が、TAC超過の一つの要因であるということになりました。これを受けまして業界では、メスガニについて従来の箱数制限から尾数制限に協定の見直しを行いました。そのポスターが最後についております。管理措置の見直しを行いまして、昨年の場合11月6日の解禁から1週間、底びき業界だけではなくて、漁獲量の多い兵庫、鳥取の両県庁、それから水産庁からも、本庁と境港漁業調整事務所から職員を派遣いたしまして、主要水揚げ地であります兵庫、鳥取で、水揚げ時の指導を行いました。

この結果、新たなルールはおおむね遵守されまして、8ページに採捕量の前年との比較を載せております。時化の影響等もありますので、さらに分析は必要と考えておりますけれども、上の表を見ていただくと、年内のデータでは前年の16年の2,618tから2,214tと、前年比85%と抑制されております。

下の表はメスガニについてですけれども、採捕量で97%、しかし単価で106%ということで、金額的には103%となっております。今後も経営への影響に十分留意しながら、TAC遵守がなされるように指導していきたいと考えております。

また、先ほど御報告いたしましたさば類につきましても分析を待たなければいけませんし、またカニに比べてまき網の管理はけた違いに難しいとは思っておりますけれども、このような形でTAC管理のデータを、今後の管理の改善に結びつけていきたいと考えているところでございます。

以上です。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見などございませんでしょうか。

福島委員。

福島委員 説明ということじゃなくて、若干資源回復計画に基づいて操業を行っておる立場から、補足的にお話を申し上げたいと思えます。

昨年、平成17年は定時休漁が6回、臨時休漁が32回、合計合わせて38回やっています。前の年の16年は、定時が10回の臨時が1回ですから11回。実に4倍近い休漁をした。にもかかわら

ず、大変申しわけないんですが TAC を超えたという状況になった。

振り返ってみますと、TAC 設定が 1 月から 12 月になっているわけですが、どの企業も同じだと思うんですが、12 月ぐらいになるとどうしてもお金が必要になってくるんですね。そうでない企業もあるかもしれませんが。

そういうことで、できましたらこれを若干、1 - 12 月を、今のところ夏ぐらいかなと思うんですが、ある程度変えていただけないかと。たしか前回も同じようなことを申し上げたと思うんですが、これは別に北部太平洋海域だけに限ったことじゃなくて、さばを大量に生産する他の海域、東海黄海、あるいは静岡県とか、さっき TAC オーバーしていますけども、そういうところにおいてもおおよそそんな感じなんですね、聞いていますと。

ですからこれを、できましたらそういうふうに変えていただければありがたいなということを御提案申し上げたい。

以上です。

山下分科会長 現状報告をしていただいたことに加えて、漁期を変えて、具体的には例えば何月、漁期というんでしょうか。

福島委員 期間ですね。

山下分科会長 期間ですね。

福島委員 はい。

山下分科会長 具体的には提案がおりなんですか。

福島委員 大体うちの方は、北まきでは 7 - 6 月がいいのかなと、大ざっぱにそう考えておるんですが、必ずしも他の海域が、じゃあ 7 - 6 月でいいということなのかどうか。おおよそその辺に集約してもらえればいいのかと思っています。

山下分科会長 はい。管理課長、お願いします。

武田管理課長 TAC 制度がスタートしたときは、すべての魚種が 1 - 12 月だったんですけど、資料 4 にもありますように、先ほど説明ありましたが、すけどうだとずわいがにはそれぞれ 4 - 3 月、7 - 6 月となっているわけですが、今お話しありましたように、7 - 6 月がいいんじゃないかというお話しですが、ほかの関係漁業者の意見も今後十分聞きながら。資源回復計画の管理期間は 7 - 6 月でございますけれども、その辺も勘案しながら、今後、検討をしていきたいと思っております。

山下分科会長 今後検討していただくということですので、ほかの委員の方々も、何か意見があったらこの機会に、きょうでも、また別の機会にでも御意見を表明していただきますようお願いいたします。

それでは、ほかにはこの件についてよろしゅうございますか。

実は、本日予定しておりました議事はここまでですけれども、その他の議題ということで、さきに資源管理分科会で話題になっておりましたさんま漁業のあり方について、沿岸沖合課長さんから話がありますので、お願いします。

宮原沿岸沖合課長 沿岸沖合課長です。

前回、前々回と、昨年のおさんまの漁期の状況が大変思わしくなかったということもございまして、何人かの委員さんから懸念の表明がございました。

そのとき私も、このさんまの漁業のあり方についてはできるだけ早い時期から、どういうふうに関係者で考えていったらいいのかという検討を始めたいということをお約束したところでござい

ます。

昨年の魚価につきましては御案内のとおり、一昨年のキロ当たり 102 円という状況から、去年は 68 円と 70 円を切ってしまうような状況になりました。しかも、盆明け早々の大型船の漁期の当初から 100 円を切る魚価でスタートするという、非常に危機的な状況が続き、なおかつ非常に来遊群も大型だったせいもありますけれども、大きな魚が多いということで、売る方からは売りづらいといますか、加工用の部分がなくなってしまったという苦情も聞かれたわけでございます。

これに関連しましては分離機、これはかたくちいわしを分離することを目的で載せている船上の機械が、小型のさんまの選別に使っているのではないかという御指摘も受けたところでございます。

水産庁としましては、漁期が 11 月に終わりましたから、一体こういうさんまの漁業、それからさんまの流通についてどういうふうを考えればいいんだということで、40 社近い関係業者、スーパー初め、あるいは現地の市場、それから水揚げ地、北海道から始まりまして三陸まで担当を派遣しまして、2 カ月以上調査をいたしました。

また同時に、ここに保田会長があられますけども、全国さんま漁業協会の方にも、漁業者の今後の操業の仕方についての協議を早く始めるようにということで、去年の段階から話し合いがだんだん始まりました。

また、さんま漁業協会に属さない沿岸の小型の人たちについても道庁を通じて、どういう考え方を持っているのかというのを聞かせていただいていたところでございます。

こういった調査の結果を受けまして、2 月 13 日に札幌で生産者、これは大型から小型まで含めてすべての生産者と加工業者、それから流通の関係、現地の生産者市場といったところ、それから東京の荷受けの方々にも御参加いただいて、関係者を一堂に会したさんまのあり方の検討の懇談会を開かせていただきました。

この中でさまざまな議論がされまして非常にありがたかったわけですが、1 つ結果として出てきておりますのは、選別機なり分離機については全面的に外そうではないかということで、皆さんの合意ができました。水産庁としましてはこの分離機を外すということで、これの足並みがそろうように、今後は規制に持っていこうと考えているところでございます。

それから一番の問題は、これからまだまだ議論を尽くさなければなりません、小型から始まりまして大型までどういう漁期をスタートさせて、どういうふうに売っていくのがいいのかということもでございます。

これは去年は早くとり過ぎたというのが明らかでございましたので、これについても関係者の納得がいくまで議論をしようということでございますし、また同時に、受け入れ側の加工、小型魚が今度たくさん入ってきた場合には、どういうふうにさばっていくのかということもございまして、加工流通面の協力もどうやったら得られるのかということで、今後漁期まで、精力的に検討を続けていくつもりでございます。

この検討は始まったばかりといたしますが、まだ経過途中でございまして、きょうはこの経過の御報告ということで御了承をいただいて、今後分科会の際には、進捗状況についてまた御報告させていただきますと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの件について、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。さんまの選別機についてですね。

そ の 他

山下分科会長 以上で、本日予定しておりました議事は終わりましたが、この機会に、これにかかわらず何でも結構ですので、発言を賜りたいと思います。

来田委員、お願いします。

来田委員 この席がふさわしいのかわからないんですが、昨年2月に漁業法の中の増殖義務の一部変更の検討のお願いをいたしました。その後早速、水産政策研究会という学会でもって、いろいろと学者の先生方に議論をいただいておりますが、1年を経過した今から先の課題として、例えば内水面漁連さんとか、それから釣り人、あるいはもちろん水産庁を中心に、具体的な相談に取りかかってもいい時期じゃないかなという斡旋をお願いできたらなという、一つのお願いでございます。

だから、この案が妥当であるかないかという問題については、もちろん最終結論には長い時間がかかるとは思いますけれども、それ以前の課題としてお願いしたい。

それからもう1つは、水産基本法の見直しというのが随分いろいろと御検討なされておるといふふうに聞いておりますけれども、私ども、遊漁者が常々感じておりましたのは、以前の水産基本法の中に、都市と漁村の交流という項目はありまして、そこに遊漁者という名前、利用者というものが余り出て来ないので、これを具体的に私どもも参画して、一緒に漁村の前向きな動きに参加できるような、そういう名称の使い方をお願いできたらなと。これが第2項目。

それから第3項目で、これは資源管理とは全く関係ないんですが、漁村に利用者が行きましたときに、漁村の漁港周辺が非常に危険な状態である。つまり、消波構造物が一般市民と海との間を隔てておる状態である。その辺について、前向きな御研究をお願いできたらというお願いです。

それからもう1つ、幾つも言いまして恐縮ですが、実は今年の夏に私ども、大阪湾の水質検査を釣り人の手でさせていただきました。その結果浮かび上がってきたのが、これは港湾の領域になりますけれども、湾の奥の青潮現象。

結局その結果、いろいろと調べまして、学術的なデータはないんですが、ともかく大阪湾といえども沖の方に魚はほとんどいないと。岸近くにしかいない。それが青潮で、ある時期全滅するようなことも起きる。

これは非常にゆゆしい問題ではないか。それに対する、いわゆる資源管理というふうな立場での何か、例えば別の担当官庁への働きかけができないものでしょうか。その辺の4つの項目。これはすぐにお返事をちょうだいするという性質のものではございませんけれども、ちょっと気になりましたので提案させていただきます。

山下分科会長 4つ要望をいただきまして、お願いします。

宮原沿岸沖合課長 義務放流の考え方ですか、それから遊漁をどう扱っていくかというあり方の問題について、今、来田委員からの御紹介があったとおり、学者先生を入れた検討が始まっております。その結果を見ながら、水産庁内での検討も進めていきたいと考えているところでございます。

それから、基本計画の中での遊漁者の位置づけについてはこれからの検討課題ですので、これは1年をかけて検討していくことですので、今ちょっと御回答は御勘弁ください。もちろん、その中では都市との交流、漁村との交流という面が、一番ハイライトを当てられることになるだろうと

いうことは、ここで申し上げることができると思います。

それから漁港内の施設の話については、私全くわかりませんので御勘弁ください。

それから環境省との関係についても、今後の課題とさせていただきたいと思います。

山下分科会長 では、3番の漁港の話については私が承って、どなたかにお伝えすることにいたします。

そのほかには何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

事務局からは何かございますか。

武田管理課長 次回の資源管理分科会につきまして、御連絡をいたします。

今回は、「漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について」などを議題にいたしまして、4月中旬ごろに開催したいと考えております。

後日、個別にまた日程調整をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

山下分科会長 それでは以上をもちまして、資源管理分科会を終わります。今回はもう少しマイクが調子よく出るようお願いしたいと思います。きょうは御迷惑をおかけして済みませんでした。

では、どうもありがとうございました。

閉 会

答 申 書

水 審 第 4 1 号

1 8 年 2 月 2 8 日

農林水産大臣 中川 昭一 殿

1 7

平成

水産政策審議会
会 長

小 野 征 一 郎

平成18年2月28日(火)に開催された水産政策審議会第24回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第 100 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第 101 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について